

# ろうきよう

●発行/労働者供給事業関連労働組合協議会(労供労組協)  
 ●発行人/ろうきよう編集委員会  
 〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F  
 TEL 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265  
 URL <http://www.union-net.or.jp/roukyo/>

## 於タブレット根岸5階会議室、9組合26名が参加 第35回労供労組協総会開かれる

去る、4月16日(月)15時より、タブレット根岸5階会議室にて第35回労供労組協総会が開催され、9組合、26名が参加しました。

最初に真島勝重議長から「2018年問題である派遣労働者の雇止め、『派遣切り』が始まっている。働き方

改革では『同一労働同一賃金』をうたっているが、派遣においては正社員より賃金が高くないと『同一労働同一賃金』と言えないのではないかと考える。労働事業においても労働者が働く労働者の賃金、労働条件の向上に向けて頑張っていく、そのことをこの総会で確認したい。活発な議論をお願いしたい。」と挨拶がありました。

その後、横山南人事務局長から第1議題の2017年度経過報告と第2議題の2018年度活動方針提案、さらに、2017年度決算報告と2018年度予算提案がありました。

2017年度経過報告では、「供給組合における社会・労働保険の適用」、「職業安定法改正・労働者供給に

ついて守るべき指針」および「日雇雇用保険の問題」についての報告がありました。

「供給組合における社会・労働保険の適用」では、作年に引き続き、供給組合が社会・労働保険の適用事業者とされるよう厚生労働省と調整を続けている、との報告がありました。

このことは、労供組合が事業主性を持つということではなく、供給先企業に代わって社会・労働保険の適用事業者として認めてもらう、ということでした。

「職業安定法改正・労働者供給について守るべき指針」については、



今年1月1日に施行された改正職安法により、労働者供給事業者が講ずるべき措置、労働組合としての民主的事業運営および無料の供給を担保すべき事項が定められた。そして、民主的かつ無料の労働事業が行われていることの労働局によるチェックが許可更新時のみならず許可期間中も行われることになる、との報告がありました。

「日雇雇用保険の問題」では、昨年11月13日秋の学習会後に行われた日雇労供組合懇談会で、白手帳の発行だけでもスムーズにいくよう従来の在籍証明書による発行を認めるよう求めていくことが確認されたこと。その後、同月22日に厚生労働省職業安定局需給調整事業課と懇談を行い、労働者供給事業が職安行政の一翼を担ってきたことの確認と雇用保険課への要請をお願いしたこ



と。しかし、今年になり雇用保険課からは「要請内容は把握している。話をしても前向きな回答はできないため要請は受けられない。」とのことで要請に至っていない、という報告がありました。

その後の各組合の報告および討議では、日雇雇用保険の厳格化に伴う弊害が報告されました。全日建関東支部から「日雇雇用保険の厳格化から(白手帳を維持するために)」一つの供給先だけでは仕事ができないので生コン車の人やセメント車に乗るなど新しい仕事を覚えなければなら

ない。高齢者で新しい仕事を覚えるのは無理とのことで、白手帳を手放さざるを得なくなつた人もいる。」

「同じ職場で1ヶ月17日以上は働けない。2ヶ月で25日という話もある。」という報告があり、近畿地方本部からは、「今年に入ってから業界の動きが変わつた。」とのことで、「企業で作る事業協同組合が労供組合を作り、低賃金の労働者を行おうとしている。そして、その協同組合加盟会社に全日建との取引を止めさせ、組合員の引き抜きも行ってきた。また、排外主義者を使って組合つぶしを図ってきている。」との報告がありました。

「労供労連として新たに加入した現業ユニオンからは、「現業の現場は委託が進んでいる。労供を使うことによる経済効果を示して区側に労供を受け入れるよ

ない。高齢者で新しい仕事を覚えるのは無理とのことで、白手帳を手放さざるを得なくなつた人もいる。」

「同じ職場で1ヶ月17日以上は働けない。2ヶ月で25日という話もある。」という報告があり、近畿地方本部からは、「今年に入ってから業界の動きが変わつた。」とのことで、「企業で作る事業協同組合が労供組合を作り、低賃金の労働者を行おうとしている。そして、その協同組合加盟会社に全日建との取引を止めさせ、組合員の引き抜きも行ってきた。また、排外主義者を使って組合つぶしを図ってきている。」との報告がありました。

「労供労連として新たに加入した現業ユニオンからは、「現業の現場は委託が進んでいる。労供を使うことによる経済効果を示して区側に労供を受け入れるよ

う要請している。労供事業の許可を得たので、まずは一人の供給を行いたい。」との話がありました。

- 2018年度役員
- 議長 真島勝重 (全港湾)
  - 副議長 太田武二 (労供労連)
  - 同右 青谷充子 (音楽ユニオン)
  - 事務局長 横山南人 (電算労)
  - 事務局次長 矢野勇紀 (サービス連合)
  - 同右 森戸佳代子 (電算労)
  - 同右 諸見力 (全港湾)
  - 同右 横山千春 (介護・家政職ユニオン)
  - 会計監査 緒方承武 (映演共闘)
  - 顧問 伊藤彰信 (労供労組協前議長)

### 厚生労働省から内諾を得る 労供組合で社会・労働保険の 適用が可能

労働者供給事業において、供給先に雇用されているとみなし、供給先で社会・労働保険の適用を受けるといふ建前がありますが、実現してきませんでした。

とくに労働者派遣法ができてからは、派遣の場合は派遣元で労働者を雇用するので派遣先に社保適用を依頼することができないため、労働者においてその要求をすることが難しくなっていました。

そのため労供組協では1984年の発足当初から労供組合で社保の適用ができるようにするため労供組合に事業性を求めてきました。当時の労働省は労組法との関係で事業性を認めることはできないとしながらも、

期間制限のない供給にとつてははなはだ不都合が生じることとなりました。

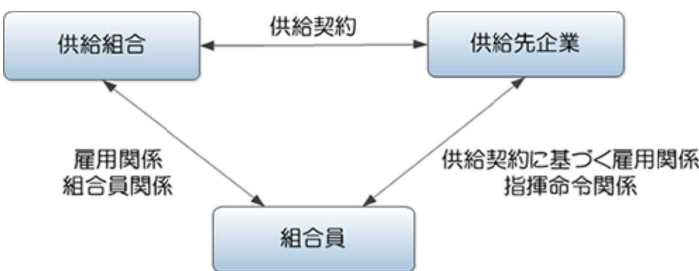
その2年ほど前から動きがあり、労供組協では2014年1月27日に供給・派遣における派遣労働者に対して期間制限の例外とするよう要請を行うなどしてきました。

そして、2016年2月に当時の厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課の松本課長から労働組合は専従者など雇用することができないのだから、その延長で供給組合員を雇用することも可能ではないか、との提案がありました。

その後、厚生労働省と供給組合における社会労働保険の適用について検討を行ってきました。

左記の考え方により供給組合における社会労働保険の適用を行うことが可能になります。

1. 供給される組合員は供給組合および供給先企業と雇用関係(左図参照)を持つ。
2. 供給組合は、供給組合員に対して社会労働保険の適用を行う。
3. 雇用責任は供給契約期間中、供給元および供給先企業が負う。



## 労供組協幹事会のお知らせ

日時：2018年7月24日(火)、15:00~

場所：タブレット根岸5F会議室(台東区根岸3-25-6)

議題：1.厚生労働省要請(日雇雇用保険関係)について

2.東京労働局・大阪労働局要請(労供事業者の講ずべき措置)について

3.労供組合による社会・労働保険適用の件、他